

令和2年11月11日
世田谷保健所健康企画課

季節性インフルエンザの流行も見据えた新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診体制の変更について

1 主旨

区では令和2年1月30日に新型コロナウイルス感染症の一般的な相談に応じる「世田谷区新型コロナウイルス相談窓口」、2月7日には帰国者及び症状や接触歴のある区民の相談に応じる「世田谷区帰国者・接触者電話相談センター」を開設し、今日まで運営を行っている。

今般、国・都において、季節性インフルエンザ流行期を見据え、発熱者等に関してこれまでの保健所の帰国者・接触者電話相談センターへ相談する流れから「かかりつけ医」を中心とした相談・外来受診体制への変更が周知されたことを受け、区における相談・受診の流れを変更したので報告する。

2 変更日

令和2年11月1日

3 今後の相談・受診の流れ（概要）

「世田谷区帰国者・接触者電話相談センター」は、「世田谷区発熱相談センター」に名称を変更し、引き続き、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱などの症状があり「かかりつけ医」がいない場合や、相談する医療機関に迷う区民からの相談に対応する。

また、東京都においても同様の「東京都発熱相談センター」が10月30日より設置され、東京都民からの相談も受け付けていることから、都と区の相談窓口が連携して、区民からの相談に対応する。

なお、相談・受診の流れの変更については世田谷、玉川両医師会とは調整済みである。

(1) 具体的な流れ

別紙のとおり

(2) 「かかりつけ医」がいる場合

原則「かかりつけ医」が発熱患者を診察する。

※季節性インフルエンザの流行期の診療体制として、発熱患者の診療等を行う医療機関は「診療・検査医療機関」として都道府県に申請し、指定を受ける。

※「診療・検査医療機関」の指定を受けていない医療機関は、「診療・検査医療機関」に患者を紹介する。

(3) 「かかりつけ医」がない場合

「東京都発熱相談センター」もしくは「世田谷区発熱相談センター（帰国者・接触者電話相談センター）」に電話連絡のうえ、「診療・検査医療機関」の案内を受け、区民自ら医療機関に予約し受診する。

※なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談「世田谷区新型コロナウイルス相談窓口」は継続する。

4 周知スケジュール

令和2年11月1日	区のおしらせ「せたがや」11／1号掲載（変更周知） 区の公式ホームページ、公式ツイッターで周知
12月1日	区のおしらせ「せたがや」12／1号掲載（フロー図入り）

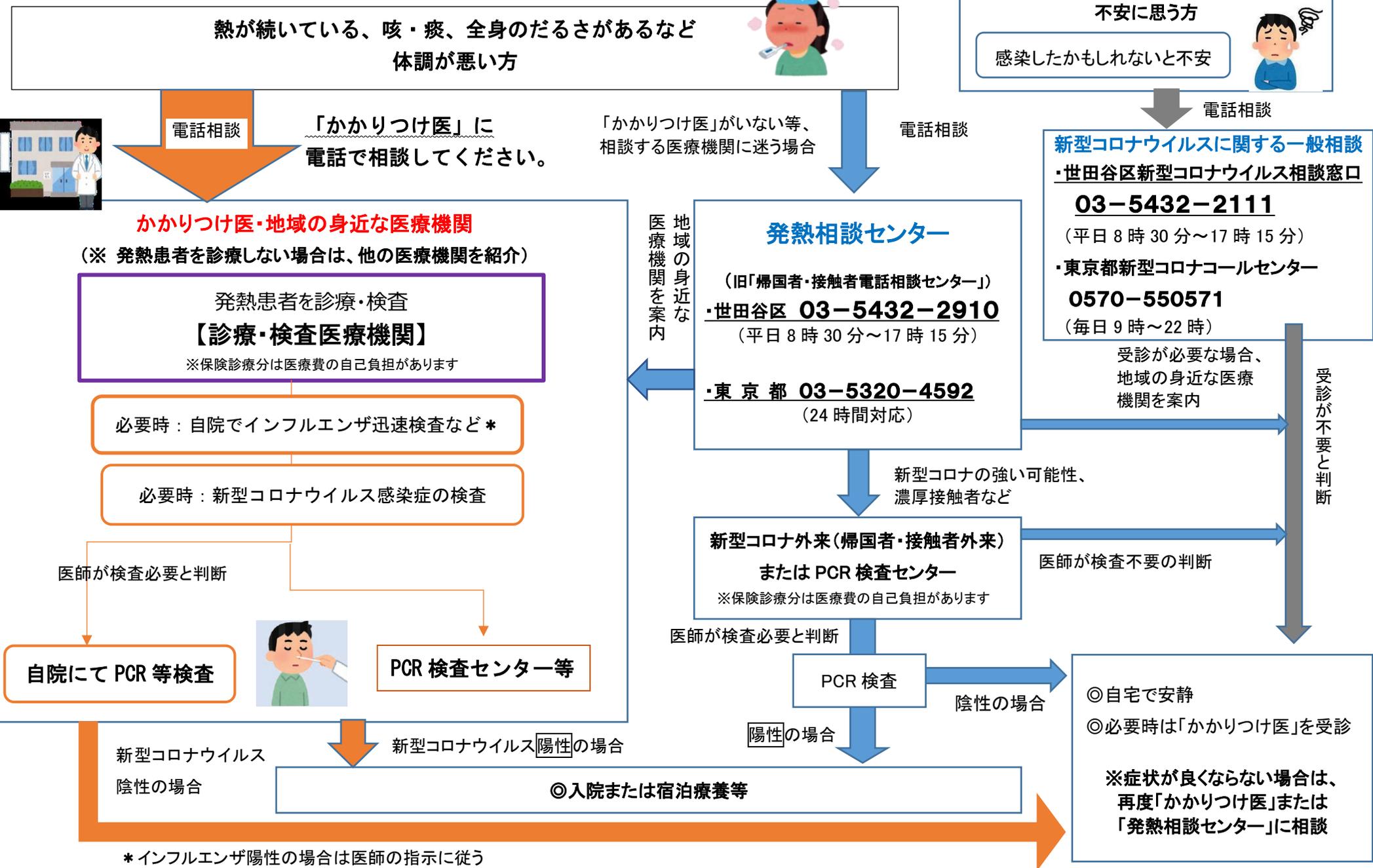
季節性インフルエンザ？新型コロナウイルス感染症？ ～発熱が続く、咳があるなど体調が悪いときの相談の流れが変わりました

【症状のある方】

→ かかりつけ医有りの場合

→ かかりつけ医無しの場合

【症状のない方】



* インフルエンザ陽性の場合には医師の指示に従う

**熱が続く、咳・痰、全身のだるさなどの症状があるときの相談方法
(～相談・受診の方法が変わります～)**

区では、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に対応するために、東京都や医師会などと連携し、相談、受診、検査につなぐしくみを整えています。

これまでは発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症などを念頭に区の「帰国者・接触者電話相談センター」にご相談をいただいていたが、今後は、同症状がある場合もまずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。「かかりつけ医」がない場合は、区または東京都の「発熱相談センター」にご相談ください。

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある場合は、医師の判断によりインフルエンザ等の感染症の検査を行い、必要時に新型コロナウイルス感染症の検査を行います。

「発熱相談センター」では、「かかりつけ医」がない方へ、地域の医療機関をご案内します。また、帰国者・接触者であり、新型コロナウイルス感染症の可能性が高い場合には、新型コロナ外来やPCR検査を予約・調整します。

※「発熱相談センター」の電話番号は、従前の「帰国者・接触者電話相談窓口」の番号と同じ番号です。

※新型コロナウイルスに関する一般的な相談は、引き続き区の方でお受けいたします。
「世田谷区新型コロナウイルス相談窓口」03-5432-2111